



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和5年3月29日

東京都知事 小池 百合子様

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良
(一社) 日本イコモス文化的景観国内学術委員会主査
石川 幹子



住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5
岩波書店一ツ橋ビル 13F
(株)文化財保存計画協会 気付
法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会
連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303
Email jpicomos@japan-icomos.org

<緊急要請>

東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、日本イコモス国内委員会が発出した「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書における虚偽の報告」について、東京都環境影響評価審議会において、日本イコモス国内委員会の説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、要請いたします。

なお、まことに恐縮ですが、当件につきまして、2023年4月20日(木)までに、上記日本イコモス国内委員会委員長宛にご回答を下さるようお願いいたします。



ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

記

令和5年1月20日に提出された「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係わる環境影響評価書には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が行われております。日本イコモス国内委員会は、令和5年1月23日に、以下の要請を行いました。

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、東京都環境影響評価審議会における再審の要請」

また、同年1月29日、「東京都環境影響評価条例第九十一条第一項第五号の規定に基づき、知事は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行ってください」との緊急要請を発出いたしました。

しかしながら、事業者は説明や面談に一斉応じず、単独で審議会に報告書を提示するとの連絡を受けたため、2月20日に、「事業者の誠意ある対応と回答」を要請いたしました。3月29日現在、御連絡はいただいております。

本件は、同年5年1月30日に開催された東京都環境影響評価審議会で、継続審議とされ、事実関係を精査し、事業者に報告を求める決定が行われております。

東京都環境局からの御提案で、事実関係の検証にあたっては、環境局立会いの下で、事業者代表の三井不動産、日本イコモス国内委員会が協議を行うことが予定されておりましたが、すべて約束は反故にされ、今日に至ります。

令和5年2月17日に、東京都より施行認可が行われ、同日東京都風致地区条例に基づき、樹木の伐採申請が新宿区に出され、2月28日に許可が下されました。3000本にのぼる樹木が伐採されることが明らかになりました。3月22日には神宮第二球場の解体が始まっています。

このような東京都、事業者の対応は、東京都環境影響評価審議会の継続審議と検証という決定を著しく軽んじる行為です。

以上の理由から、日本イコモス国内委員会は、東京都環境影響評価条例第七十四条の二に基づき、「神宮外苑地区市街地再開発事業評価書」への指摘事項について、審議会において、説明を聴き、資料の提出を行う機会を設けていただきたく、要請いたします。